

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則
 ○福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則 五三
 告 示
 ○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件 五三
 ○県営土地改良事業計画を変更した件 五三
 ○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件八件 五七
 公 告
 ○県営土地改良事業の工事が完了した件 五六

規 則

福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成三十年九月二十一日
 福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第六十五号
福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則
 福島県立テクノアカデミー条例施行規則（昭和四十四年福島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。
 附則第四項中「平成三十年三月三十一日である」を「平成三十一年三月三十一日まで
 の間にある場合において、」に改める。
附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

（産業人材育成課）

告 示

福島県告示第七百七十七号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成三十年九月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。
 平成三十年九月二十一日
 福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 鹿島ショッピングセンター 福島県いわき市鹿島町米田字日渡五番地ほか
 変更しようとする事項
 - 二 駐車場の自動車の出入口の数
 1 (変更前) 十六箇所
 (変更後) 十五箇所
 - 2 駐車場の自動車の出入口の位置
 (変更前) 別紙図面のとおり
 (変更後) 別紙図面のとおり
 変更しようとする年月日
 平成三十年九月二十二日
 届出年月日
 平成三十年九月六日
 - 四 届出をした者
 平南ディベロップメント株式会社
 (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
 (商業まちづくり課)
 - 五 縦覧に供する書類
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、いわき地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 平成三十年九月二十一日
 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 縦覧に供する書類
 土地改良事業変更計画書の写し
 縦覧の期間
 平成三十年九月二十五日から
 (二十一日間)

同 年十月十五日まで
縦覧の場所
いわき市役所

(農村計画課)

福島県告示第七百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年九月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
酒井栄一郎 酒井和也 酒井孝雄 目黒征一 目黒悌一郎 目黒信一
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十九年農林水産省告示第七百八十九号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第七百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年九月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
目黒文高 目黒文彦 小沼忠三郎 星光平 清水弥左次 五十嵐茂惣次 馬場徳雄 馬場三四郎 五十嵐次郎 馬場鶴太郎 五十嵐忠吉 馬場由太郎 馬場義雄 馬場竹三郎 馬場初三郎 目黒染三郎 馬場辰平 渡部文次郎 目黒角三 目黒孝十郎 小沼善八 小沼半次 目黒才吉 小沼浅五郎 小沼源次 目黒才吉 目黒孝重 目黒吉三郎 目黒文吾 目黒庄五郎 小沼忠三郎
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

の指定施業要件を変更する件(平成二十九年農林水産省告示第六百六十一号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第七百二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年九月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
君島秀夫 湯田幸子 猪股廣八 猪股宏光 羽染利八 大竹徳七 関根二三男 邊見仁一 邊見善一 大竹財助 大竹コン 大竹久兵衛 猪股清吾 金井齋 大竹晴治 星勝美 高橋留藏 渡邊田鶴 穴沢ヨシ 高橋千代喜 渡邊英 猪股晃 星賢吉 大寶彌男二
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十九年農林水産省告示第六百六十二号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第七百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年九月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
二荒山神社 三浦信子 山内富也 菊地雄一 馬場正雄 馬場賢也 馬場正直 山内利七 山内重信 鈴木博之 諏佐熊治 渡部生 渡部文七 星正衛
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十九年農林水産省告示第七百九十二号)によること。

ること。

(森林保全課)

福島県告示第七百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年九月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

梁取吉太郎 梁取広明 渡部欣也 角田勝 角田裕

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十九年農林水産省告示第八百号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第七百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年九月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

梁取吉太郎 梁取広明 渡部欣也 角田勝 角田裕 山内賢 角田市太郎 橋川喜

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十九年農林水産省告示第八百一号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第七百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年九月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

長谷川政藏 南会津郡伊北村 馬場三次 目黒幸男

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成二十九年農林水産省告示第八百三三号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第七百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年九月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

平野文三 酒島ヨツ 馬場市雄 平野文三 星カヨ子 酒島善造 渡部卓司 馬場

幸次 星カヨ子

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成三十年農林水産省告示第千五百号)によること。

(森林保全課)

公 告

公告第二百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百十三条の三第三項の規定により、金沢地区に係る県営農業用施設災害復旧事業(平成二十三年災)の工事は、平成三十年六月七日完了したので公告する。

平成三十年九月二十一日

福島県知事
内 堀 雅 雄
(農村計画課)